

事務局	定刻となりましたので、これより「第1回 門真市 AI デマンド予約システム導入業務委託事業者選定委員会」を開会させていただきます。 本日はご多忙にもかかわらず、ご出席頂きありがとうございます。 まず始めに、本日は委員5名中、全員が出席しておりますので、門真市 AI デマンド予約システム導入業務委託事業者選定委員会設置要領の第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。 続きまして、資料の確認をさせていただきます。 まず、事前にデータにてお渡しさせていただきました、 資料1 選定委員会設置要領 資料2 選定委員会委員名簿 資料3 審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋) 資料4 門真市情報公開条例(抜粋) 資料5 門真市プロポーザル方式実施要領 資料6 門真市プロポーザル実施要領第5条に関する審議事項について 資料7 募集要領(案) 資料8-1 仕様書(案) 資料8-2 モデル仕様書(機能要件一覧) 資料8-3 モデル仕様書(非機能要件一覧) 資料9 企画提案書作成要領(案) 資料10 プロポーザル評価基準(案) 以上です。資料に不足等ございませんでしょうか。 次に、委員の紹介ですが、本委員会は市職員のみで構成されているため、資料2「委員名簿」の配付をもって代えさせていただきます。 それでは、ここからの議事進行は、同要領第5条の規定により、委員長に議長をお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願い致します。
-----	---

委員長	それでは、次第のとおり進めていきたいと思います。はじめに、次第1「会議の公開・非公開」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料3、資料4をご準備ください。本市では、資料3「審議会等の会議の公開に関する指針」の第3条において、審議会等の会議は原則として公開するものとしております。本選定委員会は審議会等には含まれませんが、審議会等に準じて扱うことといたします。 また、資料4「門真市情報公開条例」第6条の各号に該当する場合などは、公開しないことができるとされておりますので、本選定委員会におけるプレゼンテーション審査に関しましては、プロポーザル参加事業者がそれぞれの提案を発表するため、「門真市情報公開条例」第6条第2号に定める、「開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他相当な利益を害するおそれのある情報」が含まれる可能性がございますので、事務局としましては、会議は非公開とすることが適切ではないかと考えております。 本選定委員会の会議録に関しましては、選定結果とともに市ホームページで公表を予定しておりますが、プレゼンテーション審査の部分に関しては、会議の非公開と同様の理由により、記載せずに公開することを考えております。 なお、会議録の公開については、選定委員会終了後、2週間以内に、内容を簡潔にまとめた「議事の要旨」を公表するとともに、すべての審議事項が終了し、候補者が決定された後、すべての会議録を併せて公開します。
委員長	ただいまの、事務局からの説明について、委員の皆さまより、ご質問・ご意見はございませんか。
委員	～なし～
委員長	それでは、会議は「非公開」とし、会議録についても、参加

委員	事業者の各提案内容に関する部分は記載しないことと決定します。異議はございませんか。 ～異議なし～
委員長	会議の公開・非公開につきましては、非公開といたします。 それでは、次に次第2「募集要件、指名要件等の決定」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、門真市プロポーザル実施要領第5条に関する審議事項に基づき、募集要件、指名要件等について説明させていただきます。 まず、資料6「門真市プロポーザル実施要領第5条に関する審議事項について」をご覧ください。 【(1)公募型又は指名型の採用に関すること】につきましては、広く提案を募るために公募型を採用いたします。 【(2)業務名、業務内容、履行期限及び履行場所に関すること】につきましては、業務名を門真市 AI デマンド予約システム導入業務委託とし、業務内容は門真市乗合タクシーに AI を用いた予約システムの導入事業となります。 また、本事業は国の地域未来交付金を活用いたしますので、デジタル庁のモデル仕様書を用いた公募となっております。詳細につきましては、資料8－1から8－3になります。履行場所については資料8－1の4. (1)運行区域の図のとおりとなります。 【(3)提案限度額及びその価格公表の有無その他金額に係る条件に関すること】につきましては、提案限度額を設定し、公表するものとしております。 【(4)第9条第1項第7号の規定に基づく参加資格及び指名要件に関すること】につきましては、別途、規定を行わないこととしております。 【(5)提案書を評価するための評価基準及び評価方法に関すること。】につきましては、資料 10 プロポーザル評価基準(案)のとおりといたします。

	【(6)価格評価を評価項目に含めることの妥当性に関すること】につきましては、質の確保を最優先といたしますが、限られた財源の中で最大限の効果を得るために、技術評価重視型の総合評価として、価格評価項目を設定することが適切であると考えするために評価に含めるものといたします。 【(7)提案書の提出期限、提出場所及び提出方法に関すること】につきましては、資料7募集要領(案)のとおりといたします。 【(8)参加説明会を開催するときはその内容に関すること】につきましては、モデル仕様書等で内容を示しておりますので、開催はいたしません。 【(9)ヒアリング及びプレゼンテーション(以下「ヒアリング等」という。)の有無、ヒアリング等を行う場合の予定日その他ヒアリング等に係る事項に関すること】につきましては、6月 30日にヒアリング及びプレゼンテーションの開催を行います。 【(10)審査内容の疑義照会に関すること】につきましては、資料7募集要領最終ページの(7)のとおり、質問及び異議申し立ては一切応じないこととしております。 【(11)評価が同点となった場合の措置に関すること】につきましては、審査項目「企画提案項目」における合計点が高い者とし、それでも同じ場合は価格評価点が高いものといたします。 【(12)募集から提案の採否決定までのスケジュールに関すること】及び【(13)前各号に掲げるもののほか、選定委員会が必要と認める事項に関すること】につきましては、資料7募集要領のとおりとなります。 次第2の「募集要件、指名要件等の決定」については以上になります。
委員長	ただいまの、事務局からの説明について、委員の皆さまより、ご質問・ご意見はございませんか。
委員	非機能要件一覧の E 611 データ秘匿の部分で、電送データについては、認証情報のみ暗号化という記載になっていま

	して。データ本文自体は暗号化しなくていいという風になっていまして。今回の業務で送るデータには、おそらく乗る方の氏名等の個人情報があると思います。 先ほど、デジタル庁の非機能一覧で、内部ネットワーク限定の時はこれでいいよという条件がありました。インターネットに繋げての利用になると思いますので、伝送データについては単に暗号化するという記載の方が適切ではないか。
事務局	確認して修正を行います。
委員	確認ですが、非機能要件一覧の C111、112に 1 日 12 時間程度利用と書いてありますが、仕様書では運行時間が 9 時から 17 時となっていますが、定時外にも1日 12 時間を前提にしておいてということですか。
事務局	保守については定時外を含めて 12 時間を前提としております。
委員	分かりました。以上です。
委員長	評価基準のところで、配点が5点、10 点と事務局案でなっていますが、独自提案、機能要件が配点5点となっていますが、独自提案、機能要件は事業者の強みが出てくるところでもありますし、ここは重要なので配点 10 点でもいいのかと思うところです。
副委員長	評価基準であれば、別にプレゼンテーションで審査員に分かりやすい説明を行ったかについては、当たり前のことなので、この辺りは削った方がいいのではないかと。 あと、単年度の契約期間になっていますが、初年度の費用

	と2年目、3年目も出してもらうようになっていますが、これは1年目は高いが、2年目、3年目は安い場合はそれは評価をするということと思いますが、契約は1年ですよね。システムを入れて1年度終わることは考えにくいですが、そのあたりの考えはどうか。
事務局	今回の契約については1年ですが、地域未来交付金の条件が3年間の事業継続になっておりますので、契約の継続を想定しての評価としております。
副委員長	それであれば、この評価を1年目と2・3年目を分けずに合計して評価すべきではないですか。 あと、基本審査についても会社の概要であったり、受注の実績については、委員の中で会計士の資格を持っている専門家でもないのので、事務局で評価してもらいたい。 先ほどの独自提案、機能要件等の配点を上げてもらい、委員の中では機能に絞った評価としたほうがいいのではないかと。
委員	価格評価は単純に高い、低いでの評価ですか。
事務局	価格評価については提出していただいた見積書が安価な方から高い評価配点としています。
委員	それなら、予算の範囲内で提案機能が多ければ金額は高くなると思うが、価格評価は低くなるのはおかしくないか。
委員長	価格は下げる方がいいのは確かだし、配点のバランスを見ても内容を重視したものになっているので問題ではないのではないかと。

委員長	他に何かありますか。
委員	～なし～
委員長	ないようですので、次第2【門真市プロポーザル実施要領第5条に関する審議事項について】は一部修正がありますが、事務局案のとおりと決定してよろしいか。また、修正の内容については委員長に一任としてよろしいか。
委員	～異議なし～
委員長	次第2【門真市プロポーザル実施要領第5条に関する審議事項について】については一部修正がありますが事務局案とします。なお、修正内容については委員長に一任いたします。 次に、次第3【今後のスケジュール】について、事務局より説明をお願いします。
事務局	今後のスケジュールにつきましては、資料7募集要領、最終ページをご覧ください。 5月15日から募集、質問の受け付けを開始し、5月29日まで質問の受付を行い、6月3日に回答を行います。 その後、6月5日を申し込みの締め切りとして、6月12日に参加資格確認の結果の通知を行い、6月30日に本委員会でプレゼンテーション審査を行います。 スケジュールについては以上になります。
委員長	ただいまの、事務局からの説明について、委員の皆さまより、ご質問・ご意見はございませんか。
委員	～なし～

	では、本日の次第はすべて終了しましたので、これをもって本委員会を閉会いたします。ありがとうございました。
--	---